

石川県公報

平成 26 年 10 月 14 日
第 1 2 7 4 0 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示

- 一般競争入札の落札者等
- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始

(医療対策課) 1
(道路整備課) 1
(同) 2

公 告

- 入札公告の取消し (農業政策課) 2
- 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 2

告 示

石川県告示第463号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 26 年 10 月 14 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
A 重油 320,000 リットル 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課用度係
金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成 26 年 9 月 25 日
- 落札者の名称及び所在地
松村物産株式会社
金沢市広岡 2 丁目 1 番 27 号
- 落札金額
87,588 円 / リットル
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成 26 年 9 月 12 日

石川県告示第464号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成 26 年 10 月 14 日から同月 28 日まで縦覧に供する。

平成 26 年 10 月 14 日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の 縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)		
宮永横川町線	白山市横江町894番2地先から	旧	5.69～11.49	84.3	石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市横江町890番地先まで				
	及び	新	5.69～13.80 及び 8.60～16.91	84.3 及び 123.4	
	白山市横江町894番2地先から 白山市横江町890番地先まで				

石川県告示第465号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成26年10月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成26年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
宮永横川町線	白山市横江町878番地先から 白山市横江町890番地先まで	平成26年10月15日	石川土木 総合事務所 維持管理課

公 告

入札公告の取消し

石川県公報第12717号（平成26年7月25日付）で公告した「広域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区 椎木・北浦工区 トンネル工事」について、以下の理由により入札の執行を取りやめることとする。

平成26年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

入札の執行を取りやめる理由

入札情報システムにより交付した積算書に誤りがあったため。

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成26年10月15日から同年11月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年10月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
福光地区	県営老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	能登町役場